

～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2014年3月発行 <第12号>



- 公職選挙法が改正され、成年被後見人に選挙権が認められました！

- 市民後見人制度

公職選挙法が改正され、 成年被後見人に選挙権が認められました！

1. 法改正のきっかけ

法改正のきっかけは、ある一人の知的障がいを持っている女性が国を相手取って起こした選挙権回復訴訟にはじまります。知的障がいはあるものの、読み書きに不自由はなく、毎回の選挙を楽しみにされていました。ところが、成年後見制度を利用し、父親が成年被後見人になった途端、投票ができなくなってしまったのです。成年被後見人の選挙権を制限している公職選挙法は、選挙権を保障した憲法に違反しているのではないかと、国に対し選挙権回復を求める訴訟が提起されました。

2. 選挙権を求める裁判

成年被後見人について選挙権を認めない公職選挙法は憲法に違反するとして、東京、さいたま、京都の各地方裁判所で訴訟がなされました。平成 25 年 3 月、東京地裁は「成年被後見人は選挙権を失うとの公職選挙法の規定は違憲」と判断しました。公職選挙法第 11 条 1 項 1 号に選挙権を有しない者として成年被後見人が挙げられていたからなのですが、この規定は憲法 15 条や 43 条等に違反し無効であるという内容のものでした。

判決によれば、後見開始の審判の際に判断される能力は、「自己の財産を管理・処分する能力」の有無であり、これは選挙権を行使するに足る能力とは明らかに異なるものであるから、成年被後見人とされた者が総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないことは明らかであるという理由により、違憲であると判断されました。

この判決を不服として国は控訴しましたが、成年被後見人に選挙権を認める法改正が実施されたため、控訴審第 1 回口頭弁論で国が訴訟当事者の選挙権を確認し、原告らが訴えを取り下げる旨の和解が成立することになり、一連の訴訟は終結することになりました。

3. 法改正

国は上記判決を受けていち早く公職選挙法の改正に着手し、平成 25 年 5 月 27 日、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が国会で成立、31日に公布されました（平成 25 年 6 月 30 日施行）。

これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

4. 代理投票・不在者投票について

○代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

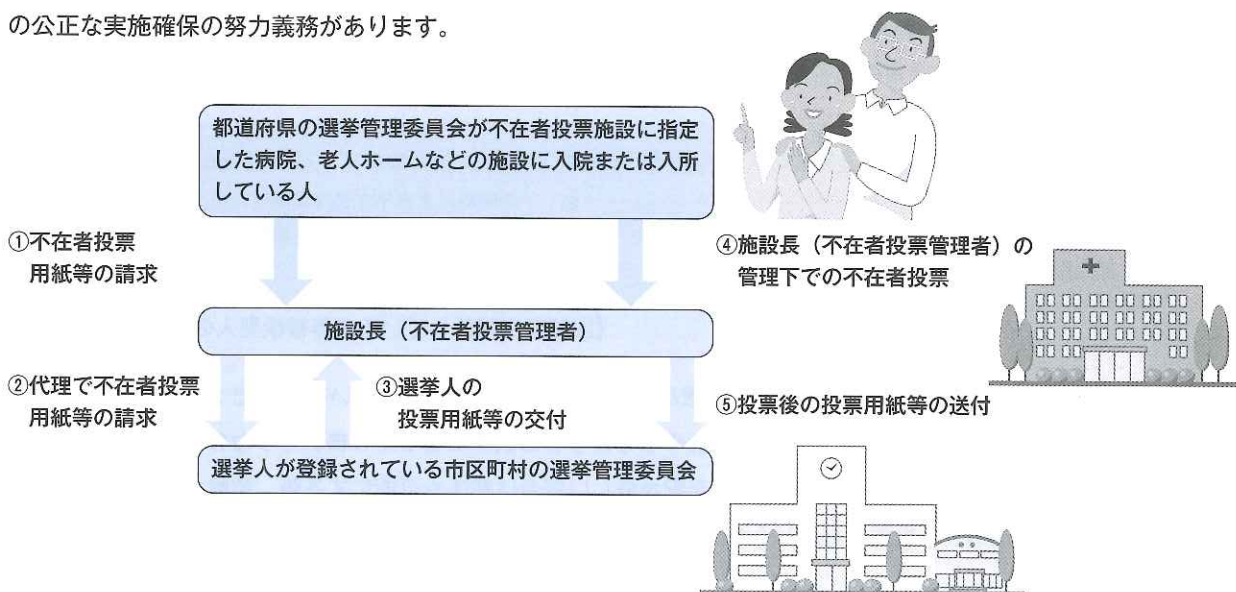
投票管理者に申請することが必要です。選挙の公正な実施確保のため、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は投票所の事務に従事する者（注）に限定し、その中から投票を補助する者2人が選ばれ、1人は選挙人の指示に従って投票用紙に候補者の氏名等を記載し、もう1人は指示通りかどうか確認しこれに立ち会う形で行われます。

注）投票管理者、投票立会人、民間事務従事者などで、投票の事務を行う者を言います。

○不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定病院等）においては、入院・入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。

不在者投票管理者には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務があります。



※郵便等による不在者投票の制度もありますが、この制度を利用できるのは、身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている選挙人で一定の障害の種別や程度の者、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者に限られます。

※上記の指定のされていない病院等に入院等されている選挙人は、郵便等の不在者投票制度あるいは代理投票制度を利用する方法が考えられます。

5. 大阪司法書士会の成年被後見人の選挙権行使における対応指針

大阪司法書士会においては、司法書士が成年被後見人として就任している、成年被後見人が選挙権を行使する場合においての下記指針を作成しております。

「成年被後見人の選挙権行使における成年被後見人の対応について（指針）」

1. 成年被後見人は、成年被後見人に対し、実施される選挙に関して、選挙権の行使が可能であることを告知する。
 2. 成年被後見人は、成年被後見人が選挙権行使の意思を表明した場合、利用できる選挙制度を検討し、必要な手配を行うなど成年被後見人が投票を円滑に行えるよう努める。
 3. 成年被後見人は、自らが支持する政党名や候補者名を告げたり、自らの支持、不支持に関係なくすべての政党や候補者に関して感想や評価を告げるなど、成年被後見人の投票行動に影響を与える行動をしない。
- ※「成年被後見人の選挙権行使における成年被後見人の対応について（指針）」の補足説明書については、大阪司法書士会のホームページに掲載されていますので、こちらもご参考ください。

6. 平成25年夏の参院選における、会員へのアンケート結果について

公益社団法人成年被後見センター・リーガルサポート大阪支部では、大阪司法書士会からの委託を受け、平成25年7月21日の参院選においての「被後見人の選挙権行使についてのアンケート」調査を実施いたしました。

その結果、64名の会員の回答が得られ、以下のとおりの結果となりました。

選挙の意思表示をした被後見人の人数内投票行動を起こした人数について（複数回答あり）23名

- | | | | |
|----------------------------|----|---------------------|----|
| ・代理投票制度利用人数 | 1名 | ・郵便等による不在者投票制度利用人数 | 2名 |
| ・郵便等による不在者投票における代理記載制度利用人数 | 1名 | ・不在者投票所で不在者投票制度利用人数 | 8名 |
| ・期日前投票制度利用人数 | 4名 | | |

【回答者が就任している成年被後見人の総数：280名】

今回の選挙権行使において、問題点や感想として、「長らく選挙に行っていない方だったので、実際に自分が選挙に行くという感覚はなく、それ以上やるとこちらの誘導になってしまいそうなので止めた」、「ヘルパーの手配が間に合わない可能性がある。手配が難しい場合は郵送も可能にする等、柔軟な形になってほしい。」、「選挙を理解して投票したかどうかは不明」などの回答が寄せられました。

7. 今後の問題点

成年被後見人について、ようやく選挙権剥奪の問題が解消されたわけではありますが、成年被後見人の権利を奪う欠格条項を有している法令等が今も170を超えて存在し、是正に向けての動きすら見えてこない状況にあります。

たとえば、司法書士や弁護士、行政書士などの専門資格において資格が制限されていますし、国家・地方公務員、会社や法人の役員等についても成年被後見人であれば欠格事由となってしまいます。また、印鑑登録ができないという制限もあります。

成年被後見制度は自己決定権の尊重、本人の現有能力の活用、ノーマライゼーションという新しい理念を取り入れた制度となっています。このような理念を実現していくためにも、今後このような被後見人の権利制限についても一層の議論が必要であるといえます。

市民後見人制度

1. はじめに

平成12年4月1日より始まった「成年後見制度」は、超高齢化社会における我が国において、一人暮らしや身近なところに支援者がいない認知症高齢者が増加することと比例し、年々利用者数も増大しており、多くの方々に広く利用される制度となりました。

当初は、後見人の多くに親族が就任しており、近年では親族以外の第三者による後見人として、司法書士や弁護士、社会福祉士などによる専門職後見人も多く利用されるようになりました。そして、そのような選択肢の多様性が、本人の権利擁護の強化につながるものとなってきたり、徐々に活用の幅が広がっています。

そのような中、より制度利用者にとって選択肢を広げるべく、親族・専門職後見人に並ぶ第三の担い手として「市民後見人制度」が誕生しました。この「市民後見人」という言葉は、リーガルサポートが平成17年10月1日付で公表した「成年後見制度改善に向けての提言」において、初めて登場しました。

そして、品川区や世田谷区、大阪市などが先駆的に市民後見人の養成を行うようになりました。その流れは、平成24年4月1日に施行された老人福祉法第32条の2等の法改正に結実し、法律上の一定の裏付けを得て、全国の市町村で市民後見人の育成及び活用に向けての取り組みが本格的に始動することとなりました。

【老人福祉法】

(後見等に係る体制の整備等)

第32条の2

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2. 市民後見人とは

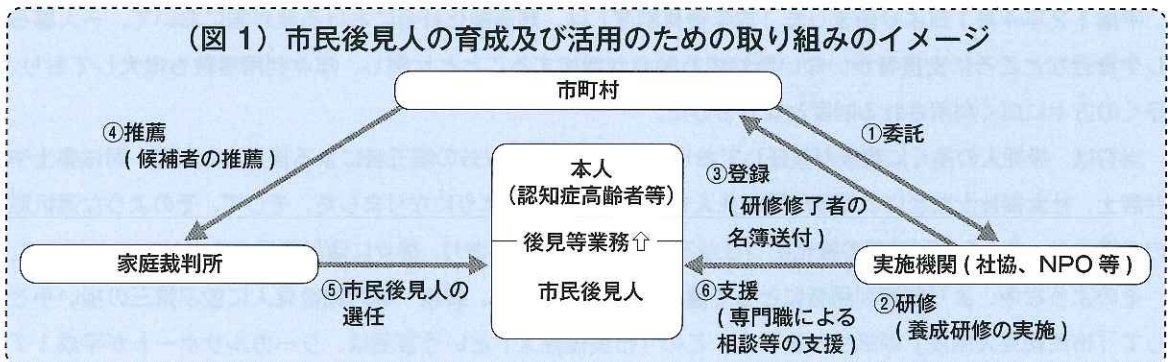
市民後見人とは、地域において判断能力が十分とは言えない方々の生活を身近な立場で支援すべく、後見活動を行っていくボランティア精神に基づく市民活動です。

市民後見人の権限としては、他の成年後見人と何ら変わることがなく、家庭裁判所からの選任により、後見活動を行っていくことになります。

市民後見人の特徴としては、(図1)にあるように、行政(市町村)、司法(家庭裁判所)、民間団体(社会福祉協議会、NPO法人など)の三位一体の連携体制により、市民後見人の育成及び活用のための取り組みを行っている点が挙げられます。

この市民後見人制度は、日本よりもこの問題に先進的に取り組んでいるドイツの「世話人制度」を参考に導入されたものです。ドイツでは「世話法」に基づき、日本の市民後見人に相当する無報酬の「名誉職世話人」という方々が、そもそもの制度利用における基準とされており、適する名誉職世話人が存在しない場合に限り、日本の専門職後見人にあたる「職業世話人」が選任されるものと規定されています。

このようなケースは、何もドイツに限定されたものではなく、イギリスやスウェーデンなどでも一般市民が広く後見人として活躍していることから、現代社会における市民後見人の位置付けは、大変重要なものであり、普遍的な制度の担い手となりつつあります。



厚生労働省のホームページより

3. 大阪府下での取り組み

大阪府においては、65歳以上の高齢者人口は200万人を超えと言われており、この数字は高齢化率でいうと実に20%を超えるものであります。

そうした中、大阪府内でも、市民後見人の活動に対して積極的に取り組んでおり、平成19年に大阪市から受託を受けた大阪市社会福祉協議会が「大阪市成年後見支援センター」を開設しました。また、平成23年に国庫補助事業である「市民後見推進事業」を厚生労働省が始めたことにより、大阪府においては「大阪後見支援センター」、そして堺市では「堺市権利擁護サポートセンター」が、大阪市同様に各地域の社会福祉協議会が中心となり開設され、市民後見人に対する様々な支援・養成の活動を行っています。

以上のとおり、大阪府においては、まず大きく分けて大阪市、堺市、そしてそれら以外の市町村については大阪府の3つに活動拠点のエリアが分かれていますが、市民後見人としての活動を希望する方は、各活動拠点エリアで実施されている市民後見人養成講座を受講し、その受講者のみが登録することができる「市民後見人バンク」というものに登録をすることになります。

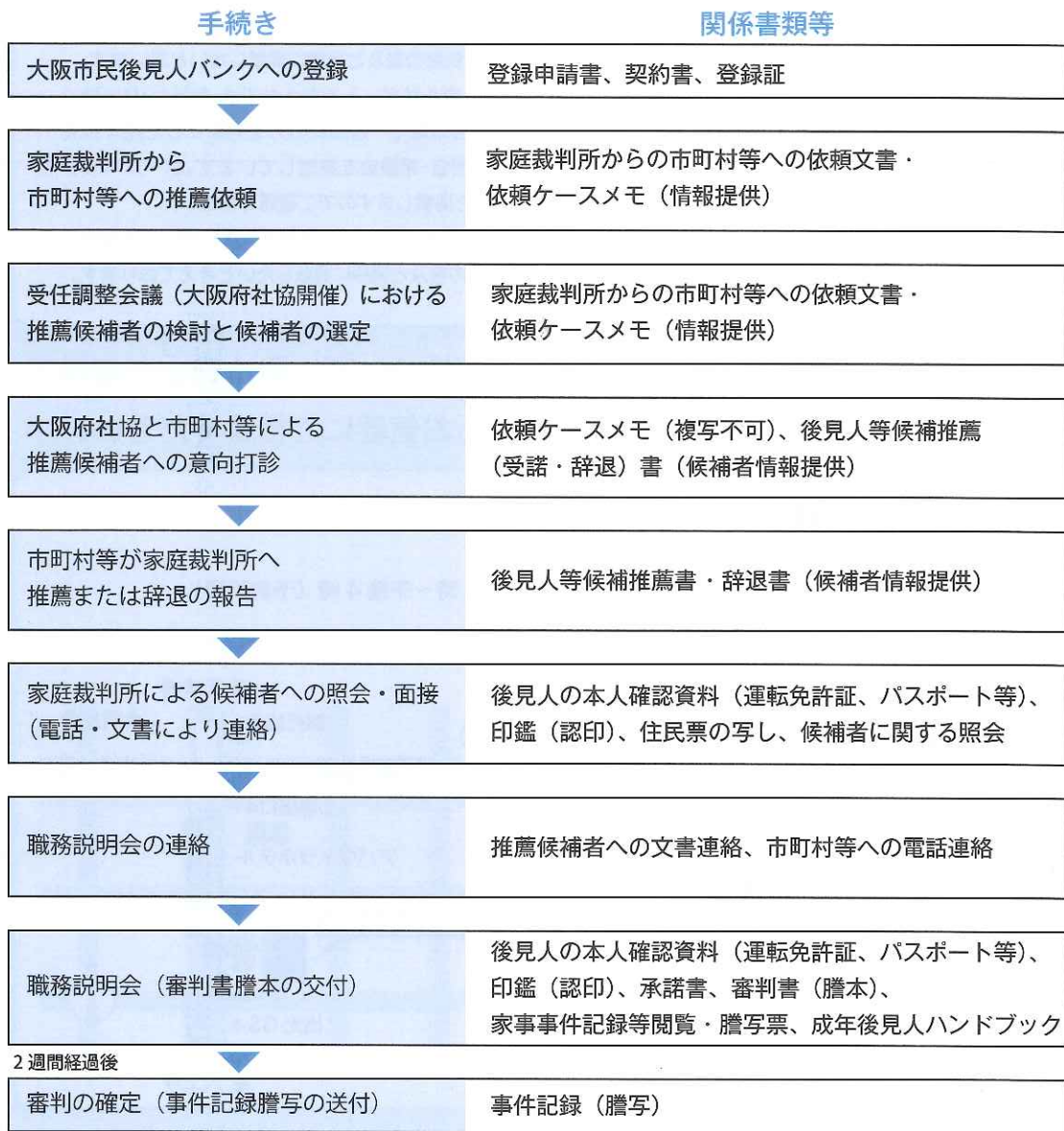
例えば、大阪府社会福祉協議会が実施している「大阪後見支援センター」での市民後見人養成講座を受講し、その受講修了者のみが「大阪府市民後見人バンク」への登録をすることができます。

なお「大阪後見支援センター」において市民後見人が受任するまでの流れは（図2）のとおりです。

この市民後見人バンクの登録状況ですが、大阪府下では最初に取り組み始め、取り扱い件数も一番多い大阪市の市民後見人バンクで194名の登録がなされており、また、既に市民後見人として選任されているケースで実に72件もの事案が存在しています（平成25年3月末現在）。

また、まだ市民後見人の養成を実施していない大阪府下の各市町村でも、年々取り組む市町村が増えてきており、大阪府下全域で市民後見人が今以上に当たり前の存在として活動する日が近づいてきています。

(図 2) 市民後見人の受任までの手続き (大阪府)
大阪家庭裁判所 本庁の場合



4. おわりに

成年後見制度の普及・周知とともに、年々注目を集めつつある市民後見人制度も、まだまだ認知度や支援体制の不十分さも課題の一つとして挙げられます。

市民後見人はその使命として、地域社会における権利擁護意識を高め、成年後見制度の普及を図ることにより地域福祉の推進をさせていくことが期待されています。

リーガルサポートは、市民後見人制度に関する広報活動や、市民後見人の養成に積極的に関わり、研修講師や専門相談員の派遣あるいは教材作成などを行うことで、この制度が抱える課題を解消するための一助となるべく、幅広く活動を行っております。

成年後見制度の普及と発展のために

成年後見センター・リーガルサポートが設立され、平成26年に設立15周年を迎えることとなりました。この15年の間に、市民後見人制度の実施、成年被後見人の選挙権回復など、制度利用者の権利を擁護する施策が実施されています。

「成年被後見人の選挙権の回復」では、法改正から実際の選挙まで短時間にかかわらず、選挙権を行使した方もいらっしゃるということもあり、成年後見制度を利用しているといっても、選挙権の行使をはじめ、様々なものに興味・関心を持っていらっしゃるということを改めて実感することとなりました。

「市民後見人制度」については、親族後見人、専門職後見人

の他に、これからの成年後見制度を支える重要な柱になるであろうと考えています。

リーガルサポートおおさかは、これからも本誌の発行や説明会・相談会の開催等を通じて成年後見制度の新たな動向を発信し、制度の普及と発展に貢献したいと思います。

また、リーガルサポートおおさかでは、毎年10月以降に大阪府下の各地域で一般市民の方を対象にした成年後見に関する説明会・相談会を実施しています。ホームページに随時案内を掲載しますのでご確認ください。

今後も様々な活動を通じて成年後見制度に関する情報発信に努め、制度の普及と発展に貢献したいと考えております。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号

06-4790-5656

電話相談

日時

土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

日時

毎週木曜日（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時、予約不要
（受付時間：午後3時30分まで）

面接相談

場所

大阪司法書士会館

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
（☎06-6941-5351）

●地下鉄谷町四丁目駅

⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡下さい。
電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

06-4790-5643

リーガルサポートおおさか

〒540-0019

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内

電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

リーガルサポートおおさか

（公社）成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

<http://www.legal-support.or.jp/>